

令和7年度

## 村営住宅補充（空家待ち）入居者募集要項

喜瀬武原団地、安富祖団地、太田団地、谷茶団地、前兼久団地、仲泊団地、  
山田団地、塩屋団地、宇加地団地、名嘉真団地



募集内容：補充（空家待ち）入居者の募集

募集期間：令和7年 10月17日（金）  
令和7年 11月 7日（金）午後5時まで

**※期限厳守 書類不備等による後日提出は認められません。**

申込先：〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地  
恩納村建設課 管理係  
TEL 966-1203

郵送での申請も可能です。（当日消印有効）

# 1 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、次の提出書類一覧から、該当する書類を添えて恩納村役場建設課 管理係までお申し込みください。

**下記の書類に1つでも不備がある場合には、申込書を返却しますのでご了承ください。**

**提出書類** \*提出前にご自身で各項目のチェックをお願いします。

No.	添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 1	(1) 村営住宅入居申込書 (2) 申込確認用紙	※建設課様式
<input type="checkbox"/> 2	令和7年度（令和6年分） 所得課税証明書 （扶養表示あり）	○ 所得課税証明書は、収入が無い場合であっても入居予定者（令和7年10月1日現在で16歳以上となる方）全員分をご提出ください。 ○ 令和7年1月1日時点で住所のある市町村で取得してください。 ○ 収入申告をしていない場合は所得課税証明書が発行できないことがありますので、あらかじめ令和7年1月1日時点でお住まいの市町村窓口にて申告を行ってください。
<input type="checkbox"/> 3	住民票謄本 （本籍・続柄あり）	住民票のある市町村担当課で、マイナンバー（個人番号）記載なしのものを取得してください。
<input type="checkbox"/> 4	個人情報取得・利用・提供同意書（※建設課様式）	令和7年10月1日現在で16歳以上の方についてご提出ください。同意しない場合は、証明する書類をご提出ください。
<input type="checkbox"/> 5	連帯保証人の状況 （※建設課様式）	① 原則県内在住者 <b>2名分</b> ② <b>入居予定者と同等以上の収入を有する者</b>
<input type="checkbox"/> 6	資産証明書又は無資産証明書	令和7年10月1日現在で18歳以上となる方について全員分ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	完納証明書など(住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税・上下水道料金・保育園保育料・学校給食費)	4の「個人情報取得・利用同意書」にて個人情報の利用に同意されない方や、恩納村以外に住民票を置いている16歳以上の方について、左記全ての項目に滞納がない旨が確認できる証明書等をお住まいの市町村窓口にて取得してください。様式はお住まいの市町村が定めているもので差し支えありません。
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯(子が申請時点で18歳未満である場合に限る)、心身障害者、生活保護受給中であることが確認できる証明書等	児童扶養手当受給者証、障害者手帳、生活保護受給証明書など、福祉事務所・各市町村が発行するそれぞれの証明書の写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	立ち退き要求を証明する書類（写し）	正当な理由により立ち退きを要求されている方
<input type="checkbox"/>	扶養証明書	別居扶養がある場合にご提出ください。
<input type="checkbox"/>	婚約証明書	該当する場合。恩納村建設課へお申し出ください。

※ 添付書類は、3か月以内に発行されたものをご提出ください。

2 申込制限 入居申込は、1世帯につき1部限りとします。

### 3 入居者の資格（主な条件）

- (1) 沖縄県内に住所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻に届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む）があること。
- (3) 申請者と同居する親族の所得を合計した月額所得が公営住宅法施行令で定める以下の基準額の範囲内であること。  
(詳しくは別添の「年間総収入金額・年間総所得額の計算方法」にてご自身でご確認ください。)

- 一般世帯 **158,000円** (計算後の月額所得)
- 裁量世帯 **214,000円** (計算後の月額所得)

#### 【裁量世帯】

- 入居予定者全員が60歳以上
- 入居申し込み者が60歳以上で、同居者が18歳未満
- 入居者・同居者に身体障害者(1~4級)、精神障害者(1~2級)、知的障害者(A1~B1)がいる
- 中学校入学前までの子供がいる
- 戦病者がいる
- 原爆被害者がいる
- ハンセン病療養所入所者等
- 海外引揚者

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。  
(※現在、市町村営住宅および県営住宅に住んでいない者。)
- (5) 市町村税等を滞納していない者であること。(給食費・保育料等も含む。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しない者で、かつ、同居親族又は同居しようとする親族が暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 単身世帯(別居は不可)については、以下の要件を満たす場合にのみ申し込みが可能です。  
ア 60歳以上 イ 障害者(身体障害1~4級、精神障害1~3級、知的障害A1~B2)  
ウ 生活保護受給者 エ DV被害者(配偶者暴力相談支援センターの証明がある方)  
オ 戦病者 カ 原爆被害者 キ 海外引揚者 ク ハンセン病療養所入所者等

### 4 申込者の区分

#### ① 優遇入居者

- ・18歳未満の子供が3人以上いる世帯
  - ・18歳未満の子がいるひとり親世帯 など
- 「18歳未満の子供」・・・令和7年10月1日現在での年齢です。

#### ② 一般入居者 ①以外の申込者

### 5 補充入居者の登録から入居まで

- (1) 今回の応募者の中から書類審査及び実態調査の後、選考委員会にて選考し、以下3つの区分に振り分けた後、①~②までを補充入居候補者として登録を行います。

#### ①優遇入居者 ②一般入居者 ③落選者

- (2) 補充入居候補者登録後、村役場において公開抽選を行い、入居順位を決定します。(抽選の順番は、上記区分の①~②毎に、申込書の提出順となります。)

※ 審査委員会等において、住宅困窮度が著しく高いと判断された方を優先入居とする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- (3) 選考委員会での選考結果につきましては、文書により通知します。

- (4) 選考結果により入居候補者として登録された場合、登録期間は  
**令和8年2月1日から令和9年1月31日まで**となります。

## 6 申込書の書き方（申込書内にある ※ 印は記入しないでください。）

記入例を参考にご記入ください。

**申込書類に不備があり、申込期限までに補正を行わなかった場合は失格となりますので、十分ご注意ください。**

また理由等の記入が無いケースが多く見受けられますが、未記入の場合は困窮度が低いと判断される場合がありますので、可能な限りご記入ください。

## 7 申込み及び入居の注意事項

(1) 次の場合は、申込資格の失格となりますので、十分ご注意ください。

ア 申込内容に虚位があった場合。

イ 申込みをした家族が全員同時に入居できない場合、または入居時に同居者が増えている場合（出生を除く）

ウ 同一世帯又は同一人で複数の申し込みをしたとき。

エ 村営住宅補充入居決定の通知を受けたが、決められた日までに入居手続きを行わなかったとき。（提出書類に不備があり、修正を行わなかった場合などを含む。）

(2) 入居が決定した場合には、次の手続きが必要です。（空き部屋が出次第のご案内です。）  
村が定めた期限内に、次のアからウまでの手続きを全て行わない場合には、入居の失格となりますのであらかじめご了承ください。

ア 敷金の納入（家賃の3ヶ月分）

イ 当月分の家賃（入居日からの日割り計算となります。）

ウ 請書及び連帯保証人に関する書類

(3) 提出書類は、一切お返しできません。

(4) 一度申し込みをした団地を変更することはできませんので、十分ご注意ください。

(5) 入居者は、毎年度村へ収入の申告を行う必要があります。（例年8～9月頃）

(6) 入居してから3年経過した後に収入が基準を超えたときは、**部屋を明け渡すよう努める義務が生じます。**この義務が生じた後、やむを得ない事情により直ちに退去できない場合は、家賃と併せて割増賃料が上乘せされますので、あらかじめご了承ください。

(7) 村営住宅では、イヌ、ネコ、ハト、ニワトリなどの動物は飼育できません。

(8) 次の各項目に掲げる費用は、入居者の負担となります。

① 電気料金：屋内の電気料金

② 水道料金：屋内の水道料金

③ 共同施設費：共用灯の電気料（共同使用料）

④ 運転、保全の経費：浄化槽等、各施設の運転及び保全の委託料金（共同使用料）

⑤ 修理費：施設を破損したときに負担するもの。

(9) 駐車場は、原則各世帯1台限りです。（※仲泊団地は駐車場がないため、ご自身で民間駐車場等を確保してください。塩屋・名嘉真は2台。）

**※ 今回の募集により入居候補者となった場合であっても、登録期間内に空きが発生しない場合には入居ができませんので、あらかじめご了承ください。**

## 8 この要項により募集する恩納村営住宅

- 1 恩納村営住宅 仲泊団地
- 2 恩納村営住宅 喜瀬武原団地
- 3 恩納村営住宅 谷茶団地
- 4 恩納村営住宅 太田団地
- 5 恩納村営住宅 山田団地
- 6 恩納村営住宅 安富祖団地
- 7 恩納村営住宅 前兼久団地
- 8 恩納村営住宅 塩屋団地
- 9 恩納村営住宅 宇加地団地
- 10 恩納村営住宅 名嘉真団地